

【諮問第111号，112号】

14川公審第33号
平成14年10月15日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市公文書公開審査会
会長 多賀谷 一 照

諮問第111号，112号に係る答申について

平成13年12月20日付け13川総庶第811号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について，次のとおり答申します。

【諮問第111号，112号】

1 審査会の結論

本件不服申立人から開示決定についてなされた不服申立てには，理由がないので，市長の裁決に基づく開示処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 平成13年8月31日，消防長は，開示請求のあった公文書（火災調査報告書）について，川崎市長の裁決に基づき開示決定の処分を行うに先立ち，当該公文書が川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第15条第2項第2号に該当するものと判断し，同項の規定に基づき，本件不服申立人（ 及び の両名。（以下「不服申立人」という。））に対し，同項に規定する第三者として意見照会書により，意見書を提出する機会を与えた。

同年9月5日，不服申立人はこれに対し公文書の開示に反対の意見書を提出した。

- (2) 平成13年9月10日，消防長は公文書の開示を決定し，条例第15条第3項の規定により公文書の開示を実施する日（平成13年11月13日）等を記載した「公文書の開示に関する通知書」により不服申立人にその旨を通知した。
- (3) 平成13年11月6日，不服申立人は，条例第22条の規定に基づき，審査庁川崎市長（以下「審査庁」という。）に対し，処分庁である消防長が行った開示決定処分について，その取消しを求めて不服申立てを行ったのが，本件不服申立て（当審査会諮問第111号，第112号事件）である。

3 不服申立人の主張要旨

平成13年11月6日付け審査請求書，平成14年2月5日付け意見書及び平成14年7月25日の口頭意見陳述によれば，不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 当該火災のあったマンションの自治会等へは4回にわたり出火原因等を説明しているのに，出火原因を知ろうとする理由での開示請求及び開示の妥当性はない。又，開示決定はプライバシーを侵害することとなるため，取消しを求める。
- (2) 火災原因等に基づき当該マンションの防災設備等が改良され，開示請求者の不安要因はなくなっている。ただし，築30年のマンションであり，コンセントのトラッキング現象やガス管の老朽など不安要因も残っている。
- (3) 火災による損害については火元住宅の所有者である不服申立人から火災保険会社査定による見舞金を被害者に届け，お詫びしているが，一部被害者から見舞金等の増額や損害賠償請求の動きがあり，不服申立人の利益が損なわれる恐れがある。このような事件にかかわる情報の開示には慎重な

対応が必要である。

4 審査庁の主張要旨

審査庁の主張は、平成13年8月29日付け裁決書（別紙）によれば、裁決の理由は、当該公文書の開示について当審査会が平成13年8月17日付けで答申した「審査会の判断」と同様である。

5 審査会の判断

(1) 本件は、平成13年9月13日に当審査会が開示すべきとした情報について、利害関係人である本件不服申立人から、出火原因が解明されているから既に開示の必要がないこと、開示決定は個人識別情報を開示するものになること、プライバシーの侵害となることを理由として開示決定の取消を求めて申立てられたものである。

(2) 川崎市情報公開条例は、公文書について開示請求があった場合には、第8条第1号乃至6号に該当する事由がない場合には、開示しなければならない義務を実施機関に負担させている。

そこで、まず、不服申立人が主張する本件開示決定処分の対象となる文書によって明らかとされる出火原因については、既に解明されているから必要がないという理由は、前記1号乃至6号に記載がないので、何等実施機関が開示をしない理由とはならず、この点の不服申立人の主張には理由がない。

(3) 次に、個人識別情報を開示するものとなるとの主張について検討する。

当審査会が開示すべきとした箇所は、火災調査報告書の原因欄の、出火箇所、発火源、経過、着火物の各記載、【概要】の1行目の2箇所ある非公開部分のうち、2番目の最初の2字を除く非公開部分及び2行目、3行目の非公開部分、並びに火災原因判定書の「9 原因の判定」の箇所の非公開部分のうち、「ウ」の10行目から16行目の「(」の前までの非公開部分については10行目の5字から10字を除いた部分であった。

これらの中には、他の情報と照合することによって、出火元がどこの家であるか等の事実を確定することが出来る情報が含まれている。

条例第8条第1号（本件各申立は平成13年11月6日に審査請求をしたので、新条例の適用となる。）に定める開示除外事由たる「個人識別情報」には、このように他の情報と組み合わせ照合することによって個人の識別が可能となる情報をも原則として含むものであるから、その意味では、個人識別情報に該当するものであるが、同号「イ」は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が例外的に公開すべき情報としている。前記のように対象となっている個人識別情報は、出火原因にかかるところであるから、出火原因を明らかにし、火災による生命身体財産被害に関する再発を防止するという観点から、まさに「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公に

することが必要であると認められる情報」に該当するといえる。したがって、これを公開することは条例第8条第1号イに該当するので、非公開とされるべき事由はなく、不服申立人の申立ては理由がない。

- (4) 最後に、不服申立人は上記のような公文書の開示は、これによって不服申立人及びその家族のプライバシーが侵害されるものであり、その結果として火災の損害賠償請求の資料を提供することとなるので、開示は認められるべきではないとする。

ところで、プライバシーの権利は、私生活をみだりに公表されない権利として、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重を定めた憲法第13条を根拠として認められる基本的人権である。プライバシーの権利が認められるのは、個人の尊厳は相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによって初めて確実なものとなるのであるから、そのためには正当な理由なく他人の私事を公開することは許されないという考え方による。

しかし、この憲法第13条に定めた権利といえども、公共の福祉によって制限を受けるものであって無制限に保護されるものではないことは、同条に定めるとおりである。

地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる（憲法第94条）こととされており、これを受けて制定された地方自治法は、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」（地方自治法第14条第2項）とされている。

地方公共団体が制定する条例は、上記のように憲法に根拠を有するものであるから、当然条例においても憲法第13条に違反することは出来ないこととなり、プライバシーの権利は尊重されなければならないが、他方、プライバシーの権利も公共の福祉によって制限を受けるものであって無制限に保護されるものではないこととなる。

不服申立人がプライバシーの侵害と主張するのは、開示すべきとしたもののうちどの部分を指すのか明確ではないが、個人的な情報という意味から判断するならば、火災原因に関する記載であると推測される。

これによって第三者にまで被害がおよんだ火災について、火災の原因が明確となるべき性格のものであるが、誰がそれをなしたかという点については明確にはされていない。そのようなものであっても、不服申立人のプライバシーの侵害となる不利益な情報ということかもしれないが、他方、火災の再発防止という多数の人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要な最低限度の開示は、公共の福祉の観点から許されるものであると解されるから、前記の程度である情報の開示は、許容されるべきものである。

したがって、不服申立人のこの点に関する主張も理由がない。

以上のとおりであるから、不服申立人の異議申立てには理由がなく、市

長の裁決に基づく開示処分は妥当である。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一照

委員 福江 裕幸

委員 安富 潔